

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

## 天理市規則第1号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「100分の119」を「100分の124」に改め、同項第2号中「100分の104以上100分の119」を「100分の109以上100分の124」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（届出）

第5条の2 新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式第1号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として、市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第5条の3の見出しを「（認定等）」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第9条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第5条の4を次のように改める。

(支給の始期及び終期)

第5条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第5条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第5条の6を次のように改める。

(住居手当の支給)

第5条の6 条例第10条の3第1項の規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第9条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

第5条の7に次に1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要

しない。

第5条の8第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第5条の10第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

第10条第1号、第11条の2第4項各号及び第12条の2第2項各号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第13条の2第1号中「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

第18条の2第3項中「第18条の2第3項第1号」を「第18条の2第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項(天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第12条に定める勤務の場合を含む。)」を加える。

第20条第1項第5号中「天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。

第21条第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第25条第1項中「第3号」を「第2号」に改め、同項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第32条第1項第1号中「100分の180」を「100分の315」に改め、同項第2号中「100分の109」を「100分の107」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の52」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別記様式第6号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
(給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 令和7年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算出に関しては、第2条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第25条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。